



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2020年1月

No.56

特集

【特集】養育費算定表の改訂と今後の法改正

子どもの養育費を裁判などで取り決める際に使われる「養育費算定」が、16年ぶりに見直されました（令和元年12月23日、最高裁判所の司法研修所が公表）。

従来の算定表では、「低額過ぎる」との批判があり、改訂版によって、民法が掲げる「子の利益を最も優先」する養育費の支払いの実現が期待されます。

今回の改定にあたり、養育費のご相談も増えております。今回は、養育費の基本的な考え方および養育費の取り決め方法、今後の法改正に伴う影響等についてご紹介します。

■養育費は『子どもの権利』

父母は、子どもが経済的・社会的に自立するまでに必要な衣食住や教育、医療などの費用について、自分自身の生活と同じ水準を保障する強い義務（生活保持義務）があります（民法）。このように養育費は、子どもが健やかに成長するために必要な費用であり、離婚の理由や親の事情に関わることのない、「子どもの権利」です。

★養育費は、慰謝料ではありません。子どもの権利であるため、離婚後でも請求できます。

★借金があっても、原則的には借金の返済よりも子どもの養育費が優先とされています。

★別居親（支払者）が自己破産した場合でも、支払責務は消えることはありません。

★別居親・同居親が再婚しても、別居親の養育費を支払う義務、同居親（子ども）

が養育費を受け取る権利が、自然になくなるというわけではありません。



■養育費の取り決め方法

①父母で話し合う

養育費について子どもの利益を最も優先して話し合い、合意した形で決めることが大切です。

合意した内容は、口約束ではなく公証役場で公正証書（強制執行ができる旨の記載があるもの）にしておくなど、書面にして取り決めておくことが大切です。

②家庭裁判所の調停

父母で話し合いができない場合、または話し合っても平行線で結論が出ない時は、家庭裁判所に調停を申し立てることができます（※話し合いができていても、合意内容を明確にするため、調停を申し立てる方もいます）。

■養育費算定表(改訂)

養育費算定表は、同居親・別居親それぞれの年収、子どもの年齢や人数に応じて、支払う養育費の目

安が表になっています。養育費の額を公平・迅速に確定しやすく、調停の場などで広く使われています。

また、父母の話し合いで取り決める際にひとつの目安として参考にされています。

養育費の金額に決まりはありません。双方の年収や子どもの数・年齢、その他個別の事情などを勘案し、当事者間が協議して決定していくことが大切です。

【養育費算定表：裁判所ホームページ】

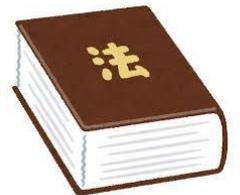
http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/youikuhi_santei_hyou/

※養育費算定表の改訂により、同居親・別居親の年収によっては月額 1～2 万円増えるなど、全体的に増加傾向にありますが（個々のケースで異なるため、一概には言えません）、今回の改訂により、過去に取り決めた金額まで自動的に増額されるという訳ではありません。

■成年年齢の引下げに伴う養育費の取決めへの影響について～18 歳成人への対応～

民法改正で、令和 4 年(2022 年)4 月には、成人年齢が 20 歳から 18 歳へ引き下げられます。養育費は、子が未成熟であって経済的に自立することができない場合に支払われるものなので、子が成年に達したとしても、経済的に未熟である場合には、養育費を支払う義務を負うことになります。このため、成年年齢が引き下げられたからといって、養育費の支払いが当然に「18 歳に達するまで」ということになるわけではありません。

【法務省ホームページより抜粋】 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00230.html



■民事執行法改正

養育費を強制的に回収するときの民事執行手続きを定める、民事執行法の改正が国会で成立し（令和元年 5 月）、令和 2 年 4 月 1 日施行予定です。

「離婚時、養育費を支払うと公正証書で約束したのに、結局 2.3 カ月支払われただけで、その後連絡がつかなくなってしまった…」「養育費を支払ってもらうために弁護士に相談したけど、相手の銀行口座や現在の勤務先がわからないと難しいと言われた…」等、養育費を取り決めていた場合でも、回収が困難な現実がありました。

今回の法改正により、諦めていた養育費の回収がしやすくなると言われています。

◆「エールながさき」弁護士による無料法律相談（おひとり 30 分・父子家庭も対象）

養育費は、面会交流と併せて子どもの権利であり、子どもの健全な育成に必要な取り決めです。お困り事やご相談したい内容がございましたら、お問い合わせください。また、エールながさきでは、弁護士による無料法律相談を行っています。

○毎月第 3 水曜日：13 時～16 時※事前予約制（日程が合わない時はご相談ください。）まずは問合せいただき、相談内容をお伺いした上でご予約いただきます。また、お仕事や遠方で来所できない方のために電話相談も行っています。

【問合せ・予約申込】 電話：095-813-0800 月曜日～金曜日（祝日除く）：10 時～18 時

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELL ながさき）

〒852-8108 長崎市川口町 13-1 長崎西洋館 2 階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき